

## 令和元年第3回定例会(令和元年9月20日)

厚生環境教育委員会委員長 (山本 一成 委員長)

去る8月30日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第71号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第2号)』関係部分ほか13件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

はじめに、『議第71号 令和元年度別府市一般会計補正予算(第2号)』関係部分についてであります。

「幼児教育・保育の無償化」の10月開始に伴い、歳入では、子ども・子育て支援臨時交付金等を計上、

歳出として、子育て支援課関係では、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用児童の保護者及び施設に対する利用費等を計上、

学校教育課関係では、生活保護世帯等に交付する私立幼稚園就園奨励費の減額や公立幼稚園で児童クラブを利用する園児の保護者負担軽減のための補助金を、

また、スポーツ健康課関係では、公立幼稚園に通園する対象世帯への給食副食費補助金を補正しているとの説明がなされました。

委員からの無償化による財政負担についての質疑に対し、子育て支援課から、今年度は臨時交付金で、次年度以降も地方交付税に算入されるため、基本的に負担はないとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、補助申請の手続きが複雑であるため、保護者等へ制度の周知徹底を図るようにとの意見がなされた次第であります。

「幼児教育・保育の無償化」関連以外では、環境課から、未給水地域における小規模給水施設水源確保等支援事業が3年計画に変更されたことに伴い、整備範囲を拡大するための事業費と、その財源となる県補助金等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、水道局で一元管理すべきではないかとの意見に対して、当局から、見直しに向け、現在協議中であるとの説明がなされました。

その他、高齢者福祉課及び社会教育課からは、来年度、解体予定の老人憩いの家や北部地区公民館なでしこ分館の解体設計委託料及びその財源となる地方債等を計上、

また、保険年金課からは、歳入として、社会保障・税番号制度におけるオンライン資格確認等の導入に係るシステム整備費補助金と、

歳出として、その全額を特別会計への事務費繰出金として計上しているとの

説明がなされました。

つぎに、『議第72号 令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』及び『議第75号 令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』では、

歳入として、平成30年度決算に伴う繰越金等を、歳出として、前年度超過交付額の精算返還金や予備費等を計上、

また、『議第76号 令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』では、繰越金とその同額を大分県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金として補正しているとの説明がなされました。

つぎに、『議第101号 令和元年度別府市一般会計補正予算（第3号）』について、スポーツ健康課から、学校給食共同調理場の基本計画策定業務等委託料の債務負担行為や食育推進検討部会の設置及び学校給食シンポジウム開催等に係る事業費を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、保護者に対する周知について質疑がなされ、当局から、ホームページに掲載したほか、保護者向けに説明会の案内文を約8千枚配布したが、参加者は81人であったとの答弁がなされました。

別の委員から、まだ不安や不満、反対している市民もいるなか、決定は拙速に過ぎるのではないかとの質疑がなされ、当局から、教育委員会として意見や要望に真摯に取り組むべく、基本計画の策定段階において、オープンな場で意見を聴いていきたいとの説明がなされました。

委員から、調理員、栄養士など現場の職員の声を再度聴くべきであるとの意見や、検討部会の会員を一般の保護者からも選出してほしいとの要望がなされました。

また、別の委員からは、これからの別府を担う子どもたちの安全・安心を第一に検討を重ねてほしいとの要望がなされた次第であります。

以上5件の補正予算議案の採決におきまして、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

つぎに、条例改正議案及びその他議案についてであります。

「幼児教育・保育の無償化」に伴い、『議第80号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、幼稚園保育料を無料に改めるための条例改正、

『議第82号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正について』では、食事の提供に要する費用の取扱いが変更されたこと等に伴う条例改正、

また、『議第83号 別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について』では、子育てのための施設等利用給付に関し、過料を定めるための条例改正をしようとするものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第81号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、別府市市民会館の市民ギャラリーベっぷ部分の施設解体に伴う条例改正である旨の説明が、

また、『議第84号 別府市印鑑条例の一部改正について』では、

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票に旧氏の記載を求められることができること等に伴い条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

つぎに、『議第91号 市長専決処分について』では、旧別府市美術館解体工事における工事請負契約の減額変更に伴う専決処分であるとの説明がなされました。

最後に、『議第88号から議第90号 工事請負契約の締結について』では、別府西中学校管理教室棟外新築工事、電気設備工事及び機械設備工事に伴い、契約を締結しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、今回の新築工事における共同企業体の構成要件について質疑がなされ、当局から、原則2社ではあるが、本工事は大規模かつ長期となることから、取扱要綱に従い、3社とすることもできるとしたとの答弁がなされたのに対し、

委員から、構成員数を特定すべきではないかとの意見がなされ、当局から、入札参加資格審査委員会で協議したいとの回答がなされました。

また、委員から、落札率が99・86%になった要因について質疑がなされ、当局から、落札共同企業体の代表企業への聞き取りによると、専門工種に係る工事費や建設資材単価の高騰のほか、民間の手持ち工事が多く、技術者の配置や下請業者の確保が厳しい状況にあったこと等が影響したためであるとの回答がなされました。

さらに委員から、予定価格の積算について質疑がなされ、当局から、実勢価格を反映できるよう、最新単価で積算しているとの説明がなされた次第であります。

いずれにしましても、99・86%という高い落札率は一般的には理解しがたい数字であることから、今後において同様の事案が発生しないよう、当局に対し、十分な精査を求めます。

以上5件の条例改正議案及び4件のその他議案については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。